

秋の全国交通安全運動実施

秋口から年末にかけて日没時間が急激に早まることから、夕暮れ時や夜間の交通事故が多く発生します。交通安全運動に家族や友人、職場の同僚等と交通安全について考え、町民全体で交通安全意識を高めていきましょう。



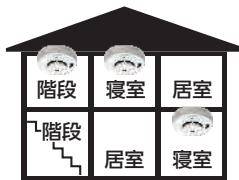
●子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
●夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護
●安全運転意識の向上
●自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
●飲酒運転の撲滅と悪質・危険な運転の防止

秋の全国交通安全運動
9月21日(火)～9月30日(木)
運動重点項目
●子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
●夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護
●安全運転意識の向上
●自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
●飲酒運転の撲滅と悪質・危険な運転の防止

住宅用火災警報器の寿命は約10年とされ、既存住宅への設置が義務化されてから今年で10年が経過しました。早めの交換や定期点検をお願いします。
住宅用火災警報器の交換時期です

1. 住宅用火災警報器の設置は義務

火災発生時に煙や熱を感知して警報や音声などで知らせる器具のことです。平成16年の消防法改正ですべての住宅への設置が義務化。寝室として使う部屋は設置義務(2階以上の寝室の場合は階段の踊り場にも)で、台所の設置は努力義務です。



2. 設置後10年経過していないかチェック

寿命は10年とされ、古くなると電池切れや部品の劣化などによって火災時に作動しない恐れがあります。住宅に設置が義務化された平成23年から今年で10年が経過。多くの住宅が交換の目安となる10年を経過してきますので、点検や交換をお願いします。



3. 正常に動くか定期チェック&お手入れ

10年経過していない住警器でも正常に作動するか定期的な点検が必要です。点検ボタンを押すか、ヒモを引いて音や音声の流れたら正常と判断。熱感知部にホコリなどが付着すると正常に作動しにくくなります。乾いた布で拭き取るなどの手入れも重要です。



住警器設置の目的は「火災から自分や家族の大切な命を守るため」です。消防署では引き続き設置状況調査を行いますので、未設置の住宅に新たに設置された方は南部消防署までご連絡ください。



南部消防署 ☎ 22-1199

海外への渡航を予定している方へ
新型コロナワクチン接種証明書発行について

対象者 海外への渡航予定がある方のみ

錦江町が発行した接種券で新型コロナワクチンの接種を受けた方で、現に海外渡航の予定のある方。



つぎに該当する方は転出先の自治体で申請の手続きを行ってください↓

- 転出した場合や転出先の接種券で接種した場合
- 住所地外接種届を提出し、住民票のある自治体の接種券を使って錦江町で接種した場合

接種証明書の利用が可能な国・地域については外務省のホームページでご確認ください→



申請方法 役場へ持参するか郵送で申請

錦江町役場健康保険課に必要書類を持参するか郵送で提出してください。後日、郵送で発行します。

役場へ持参する場合

申請窓口▶錦江町役場健康保険課(本庁8番窓口)
受付時間▶平日8:30～17:15(土・日・祝除く)

郵送で申請する場合

〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地
錦江町役場 健康保険課 宛に郵送してください

必要書類 返信用の封筒もご準備ください

- ①予防接種証明書交付申請書→錦江町 HP でも掲載
- ②パスポートの写し※有効期限が切れていないもの
- ③接種履歴が確認できる書類
→接種券(接種済証)または接種記録書の写し
- ④本人確認書類→住民票上の住所が記載されたもの(運転免許証や健康保険証、マイナンバーカードの写しなど)
- ⑤返信用封筒→宛名を記載し切手を貼り付けたもの
※旧姓・別姓・別名の確認書類や、委任状(本人以外が代理で申請する場合)が必要になる場合があります。事前にお問合せください。

錦江町の新型コロナワクチン
接種人数と接種率

(8/31現在 / 12歳以上)

1回接種 5,646人 / 84.66%
2回接種 5,458人 / 81.84%

※住民基本台帳を基に予約システムに登録してある接種対象者数から算出した速報値です。

錦江町役場 健康保険課 ☎ 22-3044



申込期限は10/20(火)まで
令和3年度 錦江町職員採用試験

令和3年度錦江町職員採用試験一次試験を11月14日(日)に行います。受験を希望される方は10月20日(火)までに役場本庁総務課までお申込みください。

一次試験▶11月14日(日) 9:00～

試験会場▶錦江町役場 本庁3階

受付期間▶9/21(火)～10/20(火) 17時必着

受験資格 24～40歳 / 5年以上の職務経験がある

昭和56年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、高等学校以上を卒業し、民間企業などで職務経験を5年以上有する者



申込方法 提出期限は10月20日(火)17時まで

申込書に必要事項を記入して下記提出先まで持参か郵送で提出してください。くわしくは錦江町ホームページをご覧ください。



提出先 〒893-2302
鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地
錦江町役場総務課 職員採用担当 宛
問合せ先 ☎ 0994-22-0511

趣味で飼育する場合や飼育予定でも
ミツバチの飼育は届出が必要

ミツバチを飼育する場合は、毎年1月31日までに大隅地域振興局へ蜜蜂飼育届の提出が必要です。

届出に必要な書類

①蜜蜂飼育届 ②蜜蜂飼育変更届(変更があった場合)

注意事項 ※農作物の花粉受精用に飼育する場合は届出不要です

- 飼育届は毎年提出が必要です
- 飼育届は飼育許可ではありません
- 蜜源に対して養群が著しく過剰となる場合や、既存の飼育者と蜂群が隣接する場合は、設置場所の再検討や蜂群の減が必要となる場合があります。
- トラブルの未然防止として、事前に飼育場所の近隣住民の理解を得るようお願いします。



大隅地域振興局 農政普及課 ☎ 0994-52-2140

「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給
養育する児童1人につき5万円

新型コロナの影響を受ける低所得子育て世帯への生活支援策として、18歳未満の児童を養育する父母などに対し1人5万円の支援給付金を支給します。

対象者 下記①～③に該当する方が対象です

①令和3年3月31日現在で18歳未満の児童を養育する父母など。
※特別児童扶養手当の認定を受けている児童は20歳未満まで対象。

②令和3年度の住民税均等割が非課税の方、または令和3年1月1日以降に家計が急変し住民税が非課税相当になった方。

③ひとり親世帯分の「子育て世帯生活支援特別給付金」を受け取っていない方。

給付金額▶児童1人あたり一律5万円

申請期限▶令和4年3月31日まで

申請手続きが必要な方

- 住民税非課税で高校生等のみを養育しており、児童手当か特別児童扶養手当を受給していない方。
- 令和3年1月1日以降に家計が急変し、住民税が非課税相当になった方

住民税非課税で令和3年4月分の児童手当か特別児童扶養手当を受給している方へは支給済みです。令和4年2月末までに生まれた新生児も対象になります。※公務員は申請が必要となります。

詳細は錦江町ホームページから→

錦江町役場 介護福祉課 ☎ 22-3042

